

令和4年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和4年9月30日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 栗 林 澄 恵
- 2番 木 内 文 雄
- 3番 新 見 準
- 4番 小 川 喜 敬
- 5番 山 田 雅 士
- 6番 小 澤 孝 延
- 7番 角 麻 子
- 8番 小 菅 耕 二
- 9番 木 村 利 晴
- 10番 石 井 孝 昭
- 11番 桜 田 秀 雄
- 12番 林 修 三
- 13番 山 口 孝 弘
- 14番 小 高 良 則
- 15番 加 藤 弘
- 16番 京 増 藤 江
- 17番 丸 山 わき子
- 18番 林 政 男
- 19番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	大 木 俊 之
総 務 部	長	片 岡 和 久
市 民 部	長	中 込 正 美
福 祉 部	長	吉 田 正 明
健 康 子 ど も 部	長	井 口 安 弘

経 済 環 境 部 長	相 川 幸 法
建 設 部 長	市 川 明 男
会 計 管 理 者	渡 邊 洋 一
監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
財 政 課 長	和 田 暢 祥
水 道 課 長	古 西 弘 一

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
総 務 課 長	湯 浅 孝 史
社 会 福 祉 課 長	高 山 由 美 子

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 部 長	土 屋 武 志

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
副 主 幹	佐 藤 竜 一
主 査	嘉 瀬 順 子
主 査	安 見 里 香
主 任 主 事	今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

令和4年9月30日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程
議案第17号

日程第2 議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第16号
請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号
委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第17号
委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第4 議員派遣の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、市長の専決処分事項に規定されている報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、各常任委員会及び決算審査特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきます。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

それでは、日程第1、議案の上程を行います。

議案第17号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、令和4年度八街市一般会計補正予算第6号についてでございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

本議会におきまして、令和4年度八街市一般会計補正予算第5号を提案させていただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対応するワクチン接種を10月以降も引き続き円滑に実施するほか、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請起期限が延長されたことから、事務費の不足が見込まれることや、低所得世帯、住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を給付するため、必要な予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算第5号の議決後の見込額に8億5千838万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を262億774万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が205万6千円の増、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金が4億6千656万9千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が9千734万1千円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が2億9千241万8千円の増でございます。

歳出につきましては、民生費として新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事

業費が205万6千円の増、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費が4億6千656万9千円の増、衛生費として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費が3億8千975万9千円の増でございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議員の皆様申し上げます。ただいま議題となっております議案第17号に対する質疑、討論、採決は、本日の日程第3にて行います。

続きまして、日程第2、議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第16号、請願第4の1号、陳情第4の8号及び陳情第4の10号を一括議題といたします。

これから、常任委員長報告及び決算審査特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑は、できませんのでご了承願います。

それでは、常任委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長。

○石井孝昭君

総務常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは国家公務員の男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるにあたり、育児と仕事の両立支援制度をより柔軟に利用できるようにするための措置として育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項が令和4年10月1日から施行されることになり、本市においても育児休業制度の兼行を図り、育児と仕事の両立支援を促進するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「職員が育児休業を取得するための人的な措置などの環境が整備されているのか」という質疑に対して、「きちんと手当をしていただきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「現状の育児休暇の取得率は」という質疑に対して、「女性職員はほぼ100パーセントです。男性職員は、令和元年度が対象者6名中取得者がゼロ名で取得率ゼロパーセント、令和2年度は対象者が6名中取得者が2名で取得率33パーセント、令和3年度は対象者3名中取得者がゼロ名で取得率がゼロパーセントと、男性の取得率が低い状況です。会計年度任用職員は、令和2年、令和3年度にそれぞれ1名が育児休業を取得しています」という答弁がありました。

次に、「育児休業を取得する職員の代替となる職員はこれまで配置されてきたのか」という質疑に対して、「職場の事務負担の見直しを含めて会計年度任用職員で対応してきました」

という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは公職選挙法施行令に規定する公営単価について国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮するという共通の考え方により、3年に1度の参議院議員通常選挙の年にその基準額の見直しを行うこととされています。

このたび、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等及び選挙運動用ビラ作成の公営に要する経費の基準額が引き上げられたことに伴い、本市の基準額を改定するものです。

審査の過程において委員から、「この条例により、より多くの市民に市政に参加してもらいたい。この条例の施行改正はいつからか」という質疑に対して、「議決後速やかに施行し、本年11月20日に実施される八街市議会議員補欠選挙と市長選挙運動から適用します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてです。

これは4市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「4市複合事務組合の4市とはどこの市か」という質疑に対して、「船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の4市による一部事務組合です」という答弁がありました。

次に、「共同処理を行うメリットは」という質疑に対して、「これは各地方公共団体が千葉県総合事務組合に事務処理を依頼して行うことで、事務処理が一括して行えることです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費の内1項2目、8目及び9目、8款消防費、第2表繰越明許費の内第2款総務費、第3表債務負担行為補正1追加の内(15)第4表地方債補正1変更についてです。

審査の過程において委員から、「歳入において地方特例交付金の今後の使い道は」という質疑に対して、「交付された交付金は一般財源となるので、様々な事業に利用されます」という答弁がありました。

次に、地方交付税について「令和元年度は43億7千900万円だったが、令和4年にな

り45億円となり、地方交付税が増額になっている。今後の市政運営に関してどのような方向か」という質疑に対して、「令和4年度と3年度は算定の比較をすると、基準財政収入額、基準財政需要額ともにそれぞれ大きな変動はありません。しかし臨時財政対策債の額が令和4年度は令和3年度に対して大きく減ったこと、また、令和4年度は本来交付税として入ってくるものが交付されたことから増額となっています。今後の市政運営に関して、令和5年度の予算編成がこれから始まりますが、先月の末頃に総務省から概算要求が出ており、地方交付税は若干の増加、臨時財政対策債は若干の変更となっており、市政運営に支障が出るようなことはないと考えています」という答弁がありました。

次に、「今年度の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の交付額の総額は」という質疑に対して、「令和4年度は繰越分として2億6千90万4千円、追加交付分として2億3千46万8千円、そして今回1千217万5千円となっており、合計すると5億354万7千円です」という答弁がありました。

次に、「この地方特例臨時交付金を利用した市民への支援制度の取組状況は」という質疑に対して、「本年度の事業では感染症対策事業として合計で20事業を行っています」という答弁がありました。

次に、民生費の県補助金について、「全国在宅障害者の調査に職員等も調査員として加わって調査していくとのことだが、文書での回答ではなく聞き取り調査を行うのか」という質疑に対して、「前回は文書での回答でしたが、今回はまだ具体的に調査について国から示されていないため、国から示されたら、それをよく見た上で対応します」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費において、「マイナンバーカードの交付状況については現在45パーセントまで来ているとのことだが、国は来月までに100パーセントを目指すといっている。この目標は達成可能なのか」という質疑に対して、「目標としては100パーセントを目指していますが、制度についてまだ不安や疑問を持っている方もおりますので、ご理解をいただけるよう説明等をしながら100パーセントを目指していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「マイナポイントの付与を活用してマイナンバーカードを作った方はどのぐらいいるのか」という質疑に対して、「単純に交付枚数の遷移が制度の活用とイコールになるかは分かりませんが、令和3年度末時点での交付枚数は2万8千171枚となり、今年8月末での交付枚数は3万473枚までに増えていますので、この間に2千302人の方が交付を受けています」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費について、「防火水槽の撤去との説明があったが、撤去後は別の場所に新たに防火水槽を設置する計画は」という質疑に対して、「近くに設置できる場所があれば、今回撤去する防火水槽と同じ10トンのものでなく、40トンのものを設置したいと考えていますが、今回は撤去のみです」という答弁がありました。

次に、「消防団機庫の建て替えから改修への変更に伴う設計監理業務費の減額について、

当初予算を組む段階での分団との話し合いは」という質疑に対して、「消防機庫の更新については、建築された年度の古いところから順番に行っていく計画を作っていますが、消防団とは当初予算成立後に話をしているため、今回、このような形になりました」という答弁がありました。

次に、「当初予算を組む際に、事前に地元の方と話し合っただけで予算化すべきであったのでは」という質疑に対して、「委員のおっしゃるとおりです。令和5年度分については下話程度から既に話し合いを開始しています」という答弁がありました。

次に、3表債務負担行為補正について、「マイナンバーカード申請用のタブレットの賃借の債務負担行為の期間が5年間となっている理由は」という質疑に対して、「タブレット端末の保守対応可能年数が5年となっていること。今後、出張申請サポートや、窓口業務においても継続していく予定であること。また、今現在、新型コロナウイルスの拡大で中止していますが、窓口で行っていた写真撮影を含めた申請サポートについても感染状況が落ち着けば再開したいと考えていることから、保守期間に合わせて5年としています」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「総務常任委員会に付託された一般会計補正予算のうち、社会保障・税番号制度関連事務について反対します。政府の来年3月末までに全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる方針を受け、市としても交付事務とともに、社会保障・税番号制度システムの整備を進めています。国は、国民の不安に答えず、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、マイナンバーカードを健康保険証として使用可能にするなど、健康保険法等改正をはじめ、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正、行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法を次々に成立させてきました。

デジタル庁の新設を突破口として、国や自治体のデジタル化、マイナンバー制度データの利活用を推し進め、個人を丸ごとスキャンする、膨大なデータを集積し、その利活用を成長戦略として位置付けています。さらに、大企業がビッグデータを活用し「もうける」仕組みにつなげようとしています。利活用は拡大される一方で、個人情報保護のルール強化は不十分なまま、どんどん進められています。

マイナンバーの取得はあくまで任意であり、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

陳情第4の8号は、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情についてです。

委員間の討議、討論を行ったところ、反対討論が次のようでありました。

「本陳情において、日本政府が核兵器禁止条約に批准することを求めています。条約採択の過程や、その後の各国の批准において、核保有国が条約に署名しておらず、結果として

核保有国と核非保有国との間で溝が深まり、分断が大きくなったことも現実です。

日本が核保有国と核非保有国との間の真の橋渡しの役割を担い、核軍縮を進め、核廃絶に向けた国際社会の取組をリードする重要な使命を有していると考えます。

核のない世界を構築する目標は共用するものの、核廃絶に向けたアプローチを意味することから、反対することが妥当と考え、この陳情に反対の立場から反対討論とします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「77年前にアメリカの広島・長崎への原爆投下という惨禍を体験した被爆者の皆さんが核兵器は人間として認めることのできない絶対悪の兵器と、その非人道性を世界に向けて告発し続けてきました、その努力が実り、2017年に非人道的な核兵器の開発・製造・保有・使用・威嚇を禁じる核兵器禁止条約が国連で採択され、50か国の国と地域の批准をもって、去年1月22日に発効しました。核なき世界の理念を共有する輪が拡大し、これまで66か国と地域が批准し、86か国が署名をしています。

この条約は、核兵器の使用や威嚇、存在自体が許されないとしており、核抑止や核共有を認める余地はどこにもなく、核戦争の危機を取り除くためには、核兵器を速やかになくすことを求めています。

今、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻と核兵器使用も辞さない構えに、世界は現実的な核の脅威に直面しています。

日本政府は唯一の戦争被爆国として核兵器使用や威嚇は絶対に許さないということを世界中に向けて発信するときであり、核兵器禁止条約に参加し、世界平和に貢献すべきです。

八街市議会は、昭和59年9月に非核都市宣言を行い、国に対して意見書を上げる機会を得ました。市としても平和首長会議に加盟しております。平和首長会議では、全ての国に対し核兵器禁止条約の加盟を要請しており、本市もその一端を担ってきました。

市民の今こそ核兵器廃絶を願うこの陳情を重く受け止め、賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数により採択となりました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

以上、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長。

○小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。

すが、審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第7号、令和4年度八街市一般補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出3款1項2目、8目及び9目を除く民生費、4款衛生費の内1項1目、9款教育費、第2表繰越明許費の内9款教育費についてです。このうち9款教育費小学校費及び中学校費について現地調査を行い、審査を行いました。

審査の過程において委員から、「歳出3款では、障害者福祉費の調査員の謝礼とは」という質疑に対して、「5年に1度行っている障がい者の生活のしづらさの調査の調査員への謝礼です」という答弁がありました。

次に、「児童館管理運営費について、利用者が当初の見込みよりも増加したので人員を増加することだが、当初の指定管理の契約に振り返って精査する必要は」という質疑に対して、「児童館の指定管理の契約については、年度協定を結んでおり、利用者数に応じて金額が変わるというものではありませんが、現状として開館前の利用予定者数は約3千名を見込んでいたところ、昨年度は約7千860名の利用がありました。今年度については5か月で約5千名の利用者があり、このまま推移すると、年間1万名を超える利用者数となることが考えられます。また、利用者の中には、支援員が1対1で対応しなければならない状況も出ています。児童館から聞いています。コロナ対策についても、昼休みを30分延長し、入念な感染対策をしたり、閉館後、さらに1時間の消毒を行っていることから、今回の増額としています」という答弁がありました。

次に、「児童館管理運営費について、職員の方たちは長時間労働になっていないのか」という質疑に対して、「児童館の職員の体制については、館長を含め常勤が3名、非常勤が3名、土日、休日を主にしているアルバイト3名を運用しています。平日は主に職員が対応し、来館者の多い土日、休日にアルバイトを雇用していますので、問題はないと思われます」という答弁がありました。

次に、「児童福祉総務費の国庫支出金等返還金が大きくなっているようだが、その内容は」という質疑に対して、「令和3年度に実施した子育て世帯生活支援給付金事業と子育て世帯臨時特別支援事業の事業完了による交付確定に伴い不用額を返還するものです。子育て世帯生活支援給付金事業は想定より221人少なく、子育て世帯臨時特別支援事業は想定よりも163人分少なかったことから減額となりました」という答弁がありました。

次に、「制度の広報不足で請求がなかったのではなく、案内をした上で請求がなかったかという解釈でよいのか」という質疑に対して、「制度の周知については、広報やちまた、市のホームページや各家庭への通知を差し上げましたが、この差が出てしまったというところだ」という答弁がありました。

次に、「指定管理の契約を結んでいるのであれば、補正ではなく変更契約などを行うべきでは」という質疑に対して、「来年度以降、コロナの感染症の状況や、子どもたちの状況を精査しながら、社会福祉協議会や児童館と密に連携、連絡を取りながら決めていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業費の399万2千円の国庫支出金返還金について、これまでに何名の方が利用されているのか」という質疑に対して、「令和3年度の実績は自立相談支援事業の新規相談が415件、支援計画作成が181件、このうち就労に結び付いた方が20人、住宅確保給付金としては延べ300月分の家賃相当分を支給しました。就労準備支援事業は延べ支援回数25回、家計改善支援事業は延べ支援回数115回です」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費の一般職員人件費の減の内訳は」という質疑に対して、「人事異動により職員1名減になったものです。職員が1名減となりましたが、この分を会計年度任用職員を1名増にして対応しています」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費では、「一般職人件費の減額の内容は」という質疑に対して、「再任用職員の人事異動によるものです」という答弁がありました。

次に、歳出9款教育費では、「会計年度任用職員人件費の増額について、特別支援員の人数の増えるのか」という質疑に対して、「人数の変更ではありません。これまでの会計年度任用職員の任用等の実績と社会保険が共済組合に変更になるという内容での変更です」という答弁がありました。

次に、「八街中学校の漏水の発生の状況は」という質疑に対して、「校舎の漏水はありませんが、昨年体育館の周辺に漏水があり、そういった場合には適宜対応しています」という答弁がありました。

次に、「沖分校の工事は夏休みなどを利用して行うのか」という質疑に対して、「夏休みを利用し、児童の授業等に支障がないよう行います」という答弁がありました。

次に、「第2表繰越明許費の内9款教育費においては二州小学校沖分校の体育館の非構造部材耐震改修工事、八街中学校のトイレ改修工事の契約の時期は」という質疑に対して、「実施設計業務等が完了次第、事務を進めて、令和5年6月頃の契約、実際に工事に入るのは夏休み期間からと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「債務負担行為の第9次高齢者福祉計画介護保険事業計画策定業務は外注するのか、また外注する際には入札を行うのか」という質疑に対して、「前回の策定業務の際には6社での競争入札でした。今年度も入札の予定で準備を進めています」という答弁がありました。

次に、「第9次高齢者福祉計画介護保険事業計画策定業務の期間が令和4年度から令和5年度で設定されている。令和4年度の計画は」という質疑に対して、「令和4年度に予定しているのは、この計画について各種アンケート調査がありますので、これを年度内に進めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「低所得者介護保険料低減繰入金的人数は」という質疑に対して、「低減対象は介護保険料の第1段階から第3段階の方を対象としており、令和3年度の対象者数は6千403

人です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

請願第4の1号は、学校給食費の無償化を求める請願についてです。

請願の審査にあたり、請願者の意見陳述を行い、請願の趣旨について説明を求め、質疑を行いました。

請願者への主な質疑として、「請願事項では千葉県の意向に沿って給食費を無償化してほしいとあるが、請願本文では、全面無償化を望んでいるとある。市独自で全面無償化を希望するのか、県の意向に沿って第3子以降の無償化を希望するのか」という質疑に対して、「段階的に順次拡充という形を取っていただければと思っています。県の意向である第3子無償化に沿って進めながら、できれば、八街市が率先して全面無償化に進んでいければと考えています」という答弁がありました。

次に、「段階的にというのは、すぐに全面無償化を望むということではないということか」という質疑に対し、「可能であれば、全面無償化をしてほしいと考えています。どこよりも早く無償化をしていくと、子育て世帯の中でも、ある程度所得の大きい方も、所得に関係なく子育てを応援してくれる市だと感じて、転入してくる方が多くなると考えます。しかし、それには財政的に難しい面があると思うので、できるところから少しずつでも前向きに率先して拡充をしていってほしい思いがあります」という答弁がありました。

次に、委員間討議を行ったところ、委員から、趣旨採択の立場から、「県が予算を組んで、第3子分の財政負担をするように、市独自の意見書を上げていくのがよいのではと考える」との意見がありました。

次に、同じく趣旨採択の立場で、「先ほどの陳述等を述べていただき、概ねの趣旨については納得するものがありました。その願意を酌み取って趣旨採択とし、今後、文教福祉常任委員会として、千葉県、国に意見書を提出していく方向で検討していければと考えています」という意見がありました。

この給食費無償化については、文教福祉常任委員会として、千葉県、国に意見書を提出していく方向で検討することを前提に採決の結果、賛成全員のもと、趣旨採択と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおりご賛同いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、山田雅士経済建設常任委員長。

○山田雅士君

経済建設常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る9月20日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査の内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、1項1目を除く歳出4款衛生費、5款農林水産業費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、「歳出5款農林水産業では、農地利用最適化推進委員18名に対してタブレット9台を購入するとの説明があった。活用の仕方、管理方法など適切な運用のためにこれから協議が必要」。

○議長（鈴木広美君）

山田委員長、申し訳ありませんが、議案第7号で7款土木費の後に第3表債務負担行為補正1追加の内（16）というのが抜けておりますが。

○山田雅士君

はい、分かりました。

大変申し訳ありませんでした。では改めて、議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正の予算のうち、当委員会に付託されましたのは、1項1目を除く歳出4款衛生費、5款農林水産業費、7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内（16）についてです。

審査の過程において委員から、「歳出5款農林水産業費では、農地利用最適化推進委員18名に対してタブレット9台を購入するとの説明があった。活用の仕方、管理方法など適切な運用のためにこれから協議が必要かと思うが、現時点ではどのように考えているか」という質疑に対し、「担当地区の近い推進委員が組みになってお互いの地域で活動を行うこと。あるいは2チームに分けて数か月単位での活用が想定されると考えています。推進委員がもっと活用しやすいように意見をよく聞きながら、検討していきます」という答弁がありました。

次に、「狩猟免許取得促進事業補助金6万1千円の内訳は」という質疑に対して、「これは新たに狩猟免許を取得しようとする方が初心者狩猟講習会を受ける必要があり、この受講料を1枚円以内で補助しようと考えています。また、狩猟免許を取得するにあたり、狩猟免許申請費用が5千200円かかりますので、合わせて一人当たり1万5千200円を上限の補助額と考えています。現在、猟友会で4名の方が新規に狩猟免許を取得すると把握していますので、4名分を計上しています」という答弁がありました。

次に、「これは箱わなでの狩猟免許取得か」という質疑に対して、「おっしゃるとおりです。今後さらに周知を図り、被害を受けている農家の方自らが箱わなの狩猟免許の取得をしていただければと考えています」という答弁がありました。

次に、「農作物被害防止電気柵設置事業補助金について、今後設置を希望する農家の方が増えた場合の対応は」という質疑に対して、「今回は本年度内に設置できる農家の方を対象に設置費用の2分の1以内上限2万円として補正予算を計上していますが、来年度に向けて

電気柵の設置希望のアンケート調査を実施しまして、その結果を踏まえて検討していければと考えています」という答弁がありました。

次に、「電気柵の要望は主に市の南部から挙がってきているようだが、現状ではイノシシなどの被害は市のどの辺りまで広がってきているのか」という質疑に対して、「市の南部でイノシシの目撃情報があるということは把握しています」という答弁がありました。

歳出7款土木費では、「道路新設改良費の内容は」という質疑に対して、「通学路に利用されている道路境界が確定したことにより、歩行者や自転車が通行する道路として整備するものです」という答弁がありました。

次に、「債務負担行為補正において、市営住宅に設置されている消火器の設置数は」という質疑に対して、「九十九路団地25台、長谷団地65台です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「資本的支出の污水管渠建設改良費284万6千円の人件費と工事費の内訳は」という質疑に対して、「污水の管渠建設改良費が462万円の増、職員の給与費が177万4千円の減となっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

陳情第4の10号は、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情についてです。

委員間の討議、討論を行ったところ、不採択の立場から、「本陳情は、陳情に上げられている6つの事項の内容を意見書として国に提出する胸の内容となっており、その中には八街市に直接関係のない事項もある。本陳情を採用するという事は、八街市に直接関係がない事項を議会として意見書に国に上げていくことになるが、それはどうなのか」という意見がありました。

次に、不採択の立場から、「水田活用交付金の見直しの撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情であるが、食料自給率の向上や、生活困難者等への支援に実施など、陳情の題と直接関係のない内容も含まれていることについて、このまま意見書を上げることは考える必要がある」という意見がありました。

採択の立場から、「八街市では水田活用交付金の申請はないが、水田があり、作付けも行われている。陳情とは市民からのお願いであり、最大限これに応えたいと考える。完全に同意できなくても、7割、8割に納得できれば、意見書を上げてよいという話もある。陳情の意見書の案のまま提出して問題ないとする」という意見がありました。

採決の結果、賛成少数により、不採択となりました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。

して、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、今、委員長報告がございました陳情書、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情について、審査の内容がどうも見えないということで、1点、お伺いするわけなんですけれども、今、食料の国内生産に欠かせない飼料の75パーセント、それから化学肥料のほぼ100パーセントは海外依存しているんですね。燃油であるとか野菜の種なども外国頼みという状況の中で、国内価格も国際相場の高騰の影響で軒並みに過去最高を更新していると。JA全農が、この秋に肥料代をこの春の時点よりも最大94パーセント値上げすると発表しました。生産者にこれは本当衝撃が走って、「とんでもない、これじゃ農業をやっていけないよ」という声が上がっています。

4月の配合飼料価格も前年度比で15.8パーセントアップということで、決算審査でも明らかのように、市内僅か3軒の養豚農家が2軒辞める、そういうような報告がありました。飼料の急高騰は経営を本当にもろに直撃しているわけです。

こういった八街の農家の皆さんの実態があります。にもかかわらず、この陳情文書に関して、今後の方向をきちんと見定めなまま否決してしまっているということに対して、これは委員長としては、どんなふうにお考えになるか、お伺いします。

○山田雅士君

委員会内では、先ほど答弁させていただいたとおり、審査の内容としては、もちろん八街市の農家の状況は十分委員の皆様は把握しております、厳しい状況というのは。ただ陳情の内容として、このまま上げるのがふさわしくないのではないかという意見が多数を占めました。

○丸山わき子君

八街市の基幹作業は農業ですので、こういった陳情は切実な内容であり、八街市に関係ないというようなことを言わないで、このまま出せないのであれば、即、委員会が今後の方針を立てていく、まだ今後の方針は決まっていませぬでは、農家の皆さんは本当にやっつけられませんよ。今の農家の皆さんの実態に合わせた、そういう議会活動をしていかなければならないんじゃないか、そのことを申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

はい。

○議長（鈴木広美君）

桜田秀雄議員は経済建設の副委員長なんですが、桜田秀雄議員、しばらくお待ちください。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員は副委員長ですので、質疑ということでは受け付けられないと思いますが。桜田議員、質疑は桜田議員が経済建設の副委員長で、この委員会の協議会で協議をされていると思うんですね。

○桜田秀雄君

分かっています。

○議長（鈴木広美君）

それで、この場において委員長に対する質疑というのはおかしいので、それは受け付けられないと思いますが。

○桜田秀雄君

委員長報告の中で委員長の私見を述べることは禁止されています。後段部分の委員長の私見を述べることは禁止されています。

○議長（鈴木広美君）

審議の内容に触れる内容の質疑になりますか。

○桜田秀雄君

今の委員長報告の中で後段の部分、提案された事項が審議中であって、採択が終わるまでは、その議題は流れているんですよ。その議案について閉会後のことを今申されましたけれども、これは委員長の私見にあたりますので、その部分は撤回してください。

○議長（鈴木広美君）

山田委員長に申し上げます。

先ほどの私見の部分に関しましては、この場において削除させていただきます。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、質疑を終了いたします。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

角麻子決算審査特別委員長。

○角麻子君

決算審査特別委員会に付託されました令和3年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各企業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、議長及び令和3年度の監査に関わった議員を除く議員17名で特別委員会を設置し、審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりです。

本特別委員会は、9月定例会開会日8月31日に設置し、同時に各会計決算等の認定について付託されました。また、閉会中の継続審査の手続を行わず、会期内で全て議了することが決定し、去る9月22日、26日、27日、28日の4日間、本会議場において、総務常任

委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結び付くのかを主眼として審査をいたしました。

その結果、議案第11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果についてご報告申し上げます。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

ここで決算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長及び決算審査特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第16号、請願第4の1号、陳情第4の8号及び陳情第4の10号の討論受付のためしばらく休憩いたしますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩。

（休憩 午前10時58分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第7号に対し丸山わき子議員から、議案第11号に対し丸山わき子議員、小菅耕二議員、桜田秀雄議員から、議案第12号に対し丸山わき子議員、栗林澄恵議員から、議案第13号に対し丸山わき子議員、山田雅士議員から、議案第14号に対し京増藤江議員、木内文雄か

ら、陳情第4の8号に対し木村利晴議員、京増藤江議員、栗林澄江議員から、陳情第4の10号に対し桜田秀雄議員、丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第7号、11号、12号、議案13号の反対討論を行います。

まず、議案第7号、一般会計補正予算に対する反対討論でございます。

一般会計補正予算のうち、社会保障・税番号制度関連事務費について反対いたします。

政府の来年3月末までに、全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる方針を受け、市としても交付事務とともに社会保障・税番号制度システムの整備を進めています。

国は、国民の不安に応えず、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、マイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなどの健康保険法等改正をはじめ、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正、行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とする「デジタル手続」法を次々に成立させてきました。

デジタル庁の新設を突破口として国や自治体のデジタル化、マイナンバー制度、データの利活用を推し進め、国が統括・監理・勧告する強大な権限を持つようとしています。そのために、マイナポータルを窓口にして、国民の所得、医療、教育などあらゆる個人情報の連携を進め、個人を丸ごとスキャンする膨大なデータを集積して、その利活用を成長戦略として位置付けています。さらに、大企業がビッグデータを活用し「もうける」仕組みにつなげようとしています、

利活用は拡大される一方で、個人情報保護のルール強化は不十分なまま、どんどん進められています。マイナンバーの取得はあくまでも任意であり、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきです。

以上の立場からこの補正予算に反対するものであります。

議案第11号は、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論であります。

一般会計の歳入総額は236億3千316万3千円に対し、歳出総額は249億6千253万1千円で、歳入歳出差引きは13億7千63万1千円となりました。このうち7億7千63万1千円が翌年度への繰越しとなり、財政調整基金には6億円の積み増しがされました。

歳入のうち市税と地方交付税で45パーセントを占め、地方交付税と臨時対策債の実質的な地方交付税は前年度比11億5千万円の増で56億7千万円となり、コロナ禍で市民の暮らし、事業者は苦境に立たされ、市税収は前年度比3億円の大幅な減収となりましたが、市が独自に活用できる地方交付税・臨時対策債・市税の総額は128億8千400万円、前年度より8億4千万円の増となり、過去最高の財源が確保されました。

令和3年度はコロナ感染拡大2年目の年となり、地域経済、市民生活は大変さを増しており、

市民生活や地域経済を守り支えることが、身近な自治体の役割として今まで以上に問われた年となったのではないのでしょうか。残念ながら過去最高の財源が市民の要望に応える内容にはなっていません。

歳出決算では10億円の不用額を出しています。前年度より4億1千万円の減となったものの、依然として不用額が多くなっており、早めの減額補正によって不用額の圧縮をし、市民サービスのために有効活用を図るべきでした。

さて、令和3年度の事業は、長年の市民の願いとなっていた児童館の開館、老人福祉センターのリニューアルで多くの市民の新たなよりどころとなったこと、新規事業での移住定住促進事業、新生児聴覚スクリーニング検査への助成、市内道路安全対策事業をはじめ、中央グラウンド南側歩道整備実施計画、小中学校の体育館トイレ改修、また施設整備事業、公園・公共施設のLED化など評価いたします。

しかし、コロナ禍で、まずは実施すべきはコロナ対策ではなかったのでしょうか。国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金約3億8千600万円が交付されたことで、市独自のコロナ対策の財源は一定確保され、コロナで苦しむ市民の切実な声を受け、中小業者などへの支援策、コロナ感染対策の一定の前進があったものの、八街市の持ち出し、一般財源は3千900万円にとどまりました。感染拡大の予防や感染源を早期に探知するため、PCR検査等を希望する市民に実施するなど、市独自に実施すべきではなかったのでしょうか。

来年度の予算編成にあたり、ハイリスク・集団感染対策が必要な職種への定期的な検査とともに、希望する市民に実施することを求めます。

2点目に、自治体として求められたのは、市民を大切にする市政運営です。特に税滞納市民への対応です。

コロナ禍でも市税・国保税等の差押えは、前年度よりも66件増の438件となり、給与をはじめ学資保険も含まれています。猛威を振るうコロナ禍で、困窮する世帯は増えており、生活の糧である給与の差押えは、いのち・暮らしに直結する問題であり、学資保険の差押えは子どもたちの未来と教育を受ける権利を奪うものであり、中止すべきです。

滞納した税の延滞金は4千185万8千299円に上り、延滞金の減免件数は18件1千291万円にとどまっています。いのちに関わる市民の生活実態を無視した差押えをやめ、分納や減免に積極的に応じ、市民のいのちと暮らしを守ることを求めます。

3点目には、この大変なときだからこそ、毎月1千円の難病見舞金や1千円の敬老祝品を増額するなど、暮らし応援・弱者への配慮が必要ではなかったのでしょうか。

4点目には、住宅困窮者のセーフティネットの役割を果たすべき市営住宅の問題です。長谷・九十九路住宅への入居募集に対し、手続後3か月以上かかっており、入居希望者の生活に大きな支障を来しています。入居決定後には速やかな入居ができるよう改善すべきです。

また、市営住宅の入居率は66パーセントにとどまっており、市有財産の有効活用がされていないということは大きな問題です。また、入居率が低迷している一方で、税滞納者には入居資格がありません。住宅に困窮する市民を置き去りにする市民サービスの制限は撤回すべ

きです。分納相談、あるいは分納誓約によって入居申込みが可能になるよう改善を求めます。

さらに、耐用年数を超え、老朽化が激しい市営住宅に対し、笹引団地入居者の朝陽団地への転居に向けた予算執行がされましたが、交進・朝陽団地の環境改善は追い付いていません。

公営住宅法1条では「健康で文化的な生活」、良好な住環境を提供することを掲げています。入居者のドア、ガラス戸、雨戸の修繕要望への早急な対応や入居者の退去による空き家の撤去など、周辺環境への影響を考慮し、適切な維持管理が必要です。市営住宅は高齢の入居者が多いというのが特徴となっています。高齢者が安心して暮らせるバリアフリーの高齢者住宅の建設の計画が必要です。

5点目には、コロナ禍で一層明らかになった子どもの貧困問題にいかにも取れ組むかも問われています。教育費の中で一番負担が大きく、家計を圧迫している給食費は「印旛郡内では一番安い給食費」と説明していますが、過去5年間、毎年6千万円を超す未納額となっています。無償化は喫緊の課題です。まずは全ての世帯を対象とした軽減から実施すべきです。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、大学生、専門学校生学び続けることが困難になっており、教育を受ける機会の均等を図り、また貧困の連鎖を断ちきるためにも市独自の給付型奨学金制度が必要です。

コロナ危機に乗じて進めたのが行政のデジタル化です。

2015年度から始まったマイナンバーカード導入事務に対し、本市には約1億円を超す国庫補助金が投入されてきました。

政府は、2022年度までに全ての国民にカードを行き渡らせることを目標としています。本市では、この8月31日現在44パーセントの普及という状況です。取得が義務ではないマイナンバーカードを国民に持たせるためにポイント付与で関心を持たせ、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すために、カードと保険証、あるいはまた運転免許証の一体化を進めています。さらに交付率を上げるために自治体間で競わせ、来年度の地方交付税算定に自治体ごとのカード交付率を反映させるとしています。政府がここまで自治体を追い詰め、カード取得を推進する理由は、政府が管理・運営しているウェブサイト「マイナポータル」にマイナンバーカードでのデータを集積しようとしているからです。

さらに、政府は、マイナンバー制度の仕組みの拡大を掲げています。現在、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の3分野についてのみ導入しています。これを国家資格等の事務、自動車登録等の事務、在留外国人や在外邦人等に対する行政手続の事務など、ほかの分野にもマイナンバー利用を広め、マイナンバーそのものを利用しなくても行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。

これは、「もうけのタネ」であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータは民間での利活用へと回されるのです。利便性の高さはセキュリティレベルの低さと表裏一体であることが、昨年夏に発覚したドコモ口座の不正引き出し事件によってあらわとなっています。さらなる個人情報の集積により個人情報漏えいの危険は高まります。

こうした危険性が付きまとうマイナンバー制度は、強制して作らせるものではありません。

廃止を国に求めるべきです。

令和3年度は、長年にわたる3つの大規模事業に係る支出が重なりました。1つはクリーンセンター大規模改修の1年目となり、また北総中央用土地改良事業の初年度の償還金の計上、さらには、印広水が水源を霞ヶ浦導水に求め、その事業を見直し後の霞ヶ浦導水事業への負担金です。

平成15年に建設したクリーンセンターは建設当時10万人になると大幅な人口増を見込んで76億円で建設され、この償還は終了したものの、この間の修繕費は約30億円が投入されてきており、令和3年度から5年の3か年の修繕計画では31億円が費やされます。今後13年間には補修・修繕管理費に63億円、平均すれば1年間に5億円の税金が投入されることとなります。

また、事業着工以来30年を経て国営事業が終了した北総中央用土地改良事業に対する建設事業負担金は約20億円となり、令和3年度から3千895万円の償還が始まり、5年度以降19年度まで毎年1億3千万円の償還金となります。国勢調査では、令和2年度の市内農家戸数は932戸、このうち後継者を確保している農家は203戸であり、市の基幹産業ある農業の存亡の危機といっても過言ではありません。これで用水事業が成り立つのか疑問です。

どちらの事業も過大な施設や市民が必要としないという声に応えず、強引に押し進めてきた結果、今また市財政への負担となってきました。今後、市民サービスを切り詰めることのないよう市政運営を求めます。

また、印広水の霞ヶ浦導水事業への参画について、人口減・水余りの中で、新たな水源を求める必要は全くありません。今、甘い見通しの下で必要のない水源確保に税金を投入することは、今後、市財政と市民への負担を増大させることとなります。今やるべきは、本市も加わる印広水で水余りをきちんと議論し、今ある県水の余剰水の活用や暫定的に認可された井戸の継続利用するために県条例改正を求めることです。将来的に市民が安心して利用できる水を確保するために早急な取組を求め、反対討論といたします。

次に、議案第12号、令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論です。

国保特別会計の決算額は歳入総額88億7千200万円、歳出87億6千800円で、歳入歳出の差引し額は1億351万円と黒字となる一方、国保加入世帯では高い国保税に悲鳴が上がっています。不納欠損1億1千600万円、令和元年度より1千300万円の増となり、収入未済額は10億円強となっています。徴収率は88.7パーセントであり、県内でも最下位グループに長年位置しています。この間、市民への徴収強化を進めてきましたが、収納率アップにつながらなかったことは明らかです。今やるべきは、市民に寄り添った国保事業にすることです。

国保税の中で印旛郡市で一番高い平等割を5千円引き下げたとしても6千200万円で対応できます。令和3年度末の財政調整基金は5億6千万円となっており、市民のために活用すべきです。

また、納入環境も整えることも必要です。現在8回の納期となっていますが、我孫子市は10回、浦安市・匝瑳市・睦沢町・白子町・長生村は9回となっています。本市では事務の煩雑化を避けたいとして導入されてきませんでした。支払いに困窮する市民に寄り添った国保事業を求めます。

支払い困難な世帯に対し、保険証を取り上げて資格証明書を発行していますが、お金があるなしで、保険証を取り上げるべきではありません。全ての世帯に保険証を発行し、市民のいのち・健康を守る保険業務に徹すべきです。

令和3年度は、国保の課税限度額を3万円引き上げ99万円にしましたが、国保財政の根本的解決にはなっていません。全国知事会・市長会が求めている国の1兆円公費負担で国保税の約4割の減額ができます。市民の健康と命を守るために、財政的支援を国に粘り強く要求することを求めます。

以上の立場から反対するものです。

次に、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計決算に対する反対討論です。

令和2年度に、2年ごとの保険料の見直しが行われ、保険料基準額を4万3千400円、5.6パーセント引上げとなり、高齢者に負担を強いることとなりました。さらに令和元年度から3年度にかけて、低所得者の保険料軽減特例装置が改悪され、令和元年度には後期高齢者医療に加入する44パーセント、3千865人、総額2千810万円の軽減がされております。しかし令和3年度には対象者は半数以下の1千813人となり、総額590万1千400円と大幅な縮減となりました。令和元年度の低所得者は37パーセントでしたが、令和3年度は39パーセントと増加傾向です。滞納者の55パーセントは所得ゼロの方です。保険料軽減特例措置の改悪は低所得者を苦しめることは明らかです。

多くの高齢者は年金収入での生活であり、その年金も削減が続き、コロナ禍での10月からの医療費窓口負担の引上げは、後期高齢者を必要な医療から遠ざけ、生活と健康に大きな悪影響を及ぼすことになりかねません。年を重ねるにつれて、医療機関を受診する機会が増え、医療費が高くなることは避けられません。高齢者への冷たい仕打ちは許されません。

後期高齢者医療制度が導入されて14年。この間も指摘してきましたが、高齢者を年齢で差別し、別枠の医療保険制度に囲い込み、受ける医療を制限する一方で、高齢者の人口が増えるほど医療費とともに保険料が増加する欠陥を持った制度であることがますます明らかになってきました。高齢者が安心して医療にかかる制度を求め、反対いたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、小菅耕二議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

○小菅耕二君

令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、若干の意見と要望を申し上げ、賛成の立場から討論をいたします。

新型コロナウイルスによる感染の収束は見られず、市民の皆様には感染された方も多く、また、新しい生活様式への対応や自粛生活を余儀なくされております。市内の事業者の方々

におかれましても、経営への影響は大きく、やむなく休業、または廃業の決断を迫られるなど、市民生活に多大な影響を及ぼしております。

こうした中、国は新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」を実現するため、総合的な経済対策を策定するとともに、その裏付けとなる補正予算を編成し、約3兆1千6百億円を計上しました。

本市では、この補正予算に伴う財政措置等を活用し、八街東小学校のトイレの改修工事など、次年度以降に予定した事業を前倒しで行う予算を計上し、必要な財源を活用しております。今後も国や県などの動向を十分注視するようお願いいたします。

さて、本市の財政状況についてですが、経常収支比率は、令和3年度は95パーセントを下回りましたが、それ以前の3年間は95パーセントを上回り、財政構造の硬直化や財政運営に余裕がない状況となっております。

財政の健全性では、財政調整基金の残高は約2億1千8百万円で、前年度比5億3千万円の増となりましたが、人件費や扶助費などの義務的な経費が増加傾向にあることから、さらなる積み増しを目指し、将来に備える必要があると思われま。

また、令和3年度末の地方債残高は、前年度比で若干の減少となりましたが、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事などの増加が見込まれることから、今後も緊縮財政をせざるを得ない状況が続くものと思われま。

昨年6月、市内で下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにひかれ、5名が死傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

この事故を受け、県及び市道路管理者・佐倉警察署・教育委員会、関係機関等が連携し、市内小学校の通学路一斉点検が行われました。

その結果、点検箇所は150か所に上り、ハード面だけでなく、ソフト面からの対策についても行っていただいております。

事業課におかれましては、児童生徒のみならず地域住民の生命を守るため、また、あのような事故が二度と起こらない、起こさせないためにも、早急に対応していただきますよう強く要望いたします。

新型コロナウイルスは、令和2年1月に初めて国内で感染が確認されて依頼、独自の変異を繰り返し、新たな変異株となり、目に見えぬ脅威として、いまだに世界中で恐れられております。

その脅威に対抗するため、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保し、これまで3回の接種を行い、この先の追加接種についても既に行われてきております。

また、収束の兆しが見えない新型コロナウイルスの感染症対策については、様々な事業が打ち出されました。

子育て世代においては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を行っております。

中小企業者等に対しては、中小企業等新しい生活様式応援事業、八街市ががんばる中小企業

等支援金事業を行っております。

こうした給付金は、子育て世帯にあっては、生活を支えるもの、また、中小企業者等にあっては、事業の維持や継続に寄与するものとして、実効性のある施策であったと評価しております。

市立保育園、幼稚園では、手洗い場の自動水栓化交換工事の実施、八街保育園ほか4園では洋式トイレへの交換工事が実施されるなど、感染を未然に防ぐ対策がされたことにつきましては、大いに評価しております。保育所や幼稚園では、健康と安全を確保する必要がありますので、引き続き、適切な対応をしていただけるようお願いいたします。

市役所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第1庁舎1階フロアのレイアウト変更と備品の整備が行われ、この結果、フロアの空間が広がり、ソーシャルディスタンスが確保されました。今後では総合保健福祉センターや第3庁舎などでも検討していただきたいと思っております。

マイナンバーカードについては、今、その利用について様々な意見が出ているところです。本市では、令和3年10月1日から全国のコンビニエンスストアで、住民票の写しや課税証明書等を取得できるようになりました。

国は、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しております。本市でもその目標を達成できるよう行っておりましております。

マイナンバーカードは、健康保険証や確定申告に利用できます。今後は転職や退職における社会保障や年金などの手続に円滑な実施ができるよう環境整備が進められると聞いております。

今後のマイナンバーカードの活用展望からも、国の目標に合わせ、多くの方が取得できるよう取り組んでいただきたいと思っております。

このほかにも、新型コロナウイルス感染症対策として様々な対策がされております。今後とも必要な情報をしっかりと捉え、スピード感をもって、適切な施策を講じていただけますようお願いいたします。

令和元年度の房総台風による甚大な被害があつてからは、はや3年が経過いたしました。あのかの教訓を活かし、これまで非常時における様々な対策を施し、災害等が発生した場合の感染症対策につきましても整いつつありますが、感染対策やプライバシーの観点から、避難者に十分なスペースがあるとは言えず、高齢者や基礎疾患を有する人、障がい者や妊産婦などが滞在するにも必要なスペースを確保しなければなりません。学校の空き教室の活用などで、柔軟に避難場所の確保ができるようお願いいたします。

このほかにも、自宅療養者の支援や基本的な感染症対策となる消毒液の購入、また、リモート会議に必要な設備を整えるなど、広く感染症対策を実施してきております。また、移住定住等を促進するためPRパンフレットを作成し、若者世代の婚姻に伴う経済的な不安を解消するために行った結婚新生活支援、施設の延命化と二酸化炭素の抑制を目的としたクリーンセンターの焼却施設基幹的設備の改良工事、森林機能対策の推進、基幹作物である落

花生作りに必要な農業機械の導入支援、小学校・中学校体育館トイレなどの教育施設の改修、スポーツプラザの整備など、感染症対策以外でも、特定の分野に偏ることなく、多角的に市民ニーズに応えた事業実施をしております。

最後となりますが、コロナ禍によって経済活動が停滞する影響などにより、安定的に市税が確保されるかが不透明である中、少子高齢化による社会保障費の増加、さらにはインフラや公共施設の老朽化対策への対応が急がれております。

また、市民からはこれまでどおりのサービスを求められる一方で、社会ニーズの多様化によりこれまで以上のサービスの拡充や新たな政策課題に対応することが求められていることから、財政悪化が懸念されます。

このような状況下では、各種財政指標や財政調整基金残高騰に留意しつつ、収入に見合った支出をすることは承知しておりますが、どうか今後とも甚大な影響を受けている家計や経済活動、新型コロナウイルス感染症への対応はもちろんのこと、通学路交通安全対策や子育て支援など、細かな目配りを行い、市民の命と暮らしを守るため、北村市長をはじめ、全庁一丸で取り組まれますよう心からお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

次に、桜田秀雄議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第11号、一般会計歳入歳出決算の認定について賛成討論を行います。

この後、9件の討論があります。あまり長いと緊張感もなくなってくるので、短くまとめて討論をさせていただきます。

令和3年度一般会計に関する対象事業は360件ほどでした。そのうち審査対象となった議案の95パーセント以上、これは毎年行う継続事業で、厳しい予算の中で随所に創意工夫を凝らした事業の運営を見てとることができます。

令和3年度の注視すべき事業は、先ほどもありましたけれども、市道住野16号線の児童死傷事故を受けてのその後の大規模な安全対策に関する道路整備事業ですが、審査の過程では、答弁漏れなどがあり、多少混乱をしましたけれども、後日、詳しい報告をいただき、概ね了承できる内容でした。

審査の過程で毎年同じような指摘が繰り返されております。特に継続事業の中の前年度との対比に関する数値、これに関しては、やはり、委員も特段の関心を持っておりますので、限られたスペースではございますけれども、事業の成果説明書にきちっと明記をし、学習能力を活かして、答弁に四苦八苦することのないように、担当職員自身が楽になることを考えていただきたい、このことをお願いしておきます。

決算審議の充実を図るために、今後も分かりやすい事業の成果説明書、さらなる充実をお願いして討論にいたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

○栗林澄恵君

議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は、年々の人口減少及び少子高齢化の進行により、被保険者が減少傾向にあります。また、制度の支え手である現役世代の被保険者も減少していて、国保運営の根幹である保険税が減少傾向にあります。一方、加入者の高齢化により医療費の上昇が続いており、国保運営は財政的に厳しい状況が続いています。

こうした中、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として持続可能な財政運営の実現に向けて中心的な役割を担うこととなり、本市の国保財政は平成30年度から黒字化しています。令和3年度についても、一般会計から制度外の繰入れをしない財政運営が実現しています。

令和3年度における国民健康保険事業は、前年度に較べますと改善されてきているようですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響が残る運営状況であったとうかがえます。

歳入では、保険税について保険税収納率が前年度と比較して3千37万3千円減少しています。令和3年度は台風などの自然災害の影響はなかったものの、前年度から引き続く新型コロナウイルス感染症の蔓延などで収入が減少し、収入減少に伴う世帯への減免や、少子高齢化、現役世代の減収による課税額の減少によるものが大きいと推測されます。

また、現年度分の収納率が0.97ポイント増の88.80パーセントで、生活支援と税負担の公平性を重視した上での収納率向上に向けた取組、納付環境の充実に努めていることがよく理解できました。

歳出では、特定健診受診者が前年度より増加していますが、コロナ前までは戻っていない状況です。その理由を伺ったところ、ワクチン接種が進んだことや、健診会場のコロナ対策の徹底及び医師会の協力により、市内10医療機関、酒々井町の2医療機関での個別健診を実施したことで受診者は増えました。しかし依然として健診会場に足を運ぶことに不安を感じている方が多いのではないのでしょうかとの説明がありました。それでも健診を希望する方への健診環境を提供することができていますので、保険者としての責務は果たせたものと考えます。コロナ禍という環境の中で保険者としての取組を評価したいと考えます。

反対討論として、高い国民健康保険税、資格証明書の発行の中止と合わせて納入期数の増加を求めるとありました。

国民健康保険は、被保険者である市民の健康を守るという重要な役割を担う制度です。今後も県と共同して国民健康保険事業の健全運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、納付環境の充実、保険税収納率の向上に取り組んでいただくことと合わせて保険税滞納者への丁寧な対応を要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、山田雅士議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○山田雅士君

議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象として、これからも安心して医療を受けることができるよう創設された医療保険制度であります。高齢化により被保険者や医療費の増加が進む中で保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果を上げられているものと思います。

令和3年度から保険料軽減特例が終了しましたが、社会保障充実策として介護保険料軽減の充実や、年金生活者支援支給金の支給が行われ、対策が講じられております。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、令和4年3月末で9千398人、前年度比で408人、5.39パーセントの増加で、八街市の総人口6万7千461人の13.93パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けております。広域連合へ納付した保険料等負担金も7億1千143万7千926円で、前年度比で3.95パーセント増加しております。その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は97.32パーセントと昨年より0.65ポイント増加しておりますが、県内ではワースト2位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題であります。

このような中でも、後期高齢者医療制度は都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っております。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解いただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力していただくよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の議案第14号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第14号、令和3年度八街市介護保険歳入歳出決算に対する反対討論をいたします。

「介護保険料が高い」という市民の声が反映され、本市における介護保険料の基準額は第6期の年額6万3千200円から第8期の現在まで据え置かれています。しかし、高過ぎるといふ悲鳴がやむことはありません。このような中、後期高齢者医療の特例軽減制度を廃止し、結果的に保険料を引き上げた一方、介護保険料については、収入が少ない第1段階から第3段階の保険料を引き下げました。例えば、平成30年度には第1段階の保険料は2万8千400円でした。これを令和元年度には2万3千700円へ、2年度に1万8千900円へと引き下げた結果、第1段階の保険料滞納割合は平成30年度の22.04パーセントから減り続け、令和3年度に15.30パーセントに下がりました。令和3年度の保険料第1段階の滞納割合が平成30年度と比較すると6.74パーセント減ったことは、保険料引下げが大きく影響したと思われま

このような低所得者介護保険料軽減もあり、本市の保険料収納率はこの間上がっており、令和3年度は91.83パーセントです。しかし、保険料徴収等の努力がされていても、本市の収納率は県下最低クラスが続いており、さらに、収入に応じた払いやすい保険料にすることが必要です。

歳出について。介護サービスでは、介護老人福祉施設の利用者は増えているものの、待機者は解消されておりません。市民の願いである年金で入所できる施設の増設を求めます。特定入所者介護サービス等について、昨年8月から施設に入所、またショートステイを利用する低所得者に対する補足給付制度が改悪され、利用料の負担が増えました。年金が増えない中での負担増は認められません。元に戻すよう求めます。介護予防サービスでは、訪問型サービスの利用件数が減っています。要支援者の在宅生活を維持するために、訪問介護は欠かせませんが、介護報酬が低いため、ホームヘルパーを確保できにくいことが全国で報告されています。要支援者の重度化を防止し、在宅介護を維持するために、ホームヘルパーの抜本的な処遇改善が必要です。

次に、配食サービスについて、長年週1回となっています。高齢化の中、利用者からは「料理をするのが大変になった。配食サービスの回数を増やしてほしい」、こういう声が上がっています。訪問ヘルパーの確保が難しい中、健康を維持し、介護予防にもつながる配食サービスの回数を増やすよう求めます。

国は、3年ごとの制度見直しのたびに制度を改悪してきましたが、次期介護保険制度改定に向けて議論している社会保障審議会介護保険部会に対し厚労省は、介護利用料の2割、3割負担の対象拡大、要介護1・2の生活援助の保険給付費外し（総合医療への移行）など7項目を提示しております。介護を必要とする人やその家族にとって大幅な負担となる内容に対し、委員からは反対・慎重にという意見が相次いでいます。高齢化が進むからこそ介護制度を充実させ、介護職全体の処遇改善を進めることで若い世代が安心して働ける魅力ある職業にすることができます。全国市長会においては、国民が安心できる制度にするようさらに強く要望すること、また、本市においては、次期計画をよりよい制度にすることを求め、反対討論いたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、木内文雄議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

○木内文雄君

議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和3年度末で65歳以上の人口は2万1千613人で、高齢化率は32パーセントと増加傾向にあります。また、要介護・要支援者は3千26人と、制度開始より増加傾向にあります。2025年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上になり、高齢者社会を迎えます。今後ますます介護保険制度が老後を支える重要な制度になると思います。

令和3年度からは第8期介護保険事業計画が策定されており、健康と思いやりあふれるまち

を基本理念に、3つの基本目標を設定して、高齢者福祉、介護事業の充実を図っています。

具体的な取組の中に高齢者ができる限り介護状態にならないために、コロナ禍の状況が続いている中で、介護予防の普及・啓発を図っており、高齢者が住み慣れた町で暮らし続けられるよう環境整備の充実に取り組んでいます。

きめ細かな情報提供や、民生委員、担当者のサポート等により、堅実な介護保険運営がされると思います。

また、介護給付費については、第8期初年度における実績からも年々伸びてく給付費の見込みに大きな乖離は見られず、介護保険財政の健全性の維持に十分努力されていると思います。

今後も第8期介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた上で、介護保険財政の健全性の維持を希望して、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

○議長（鈴木広美君）

討論中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。再開後は引き続き討論を行います。

(休憩 午後 2時06分)

(再開 午後 2時15分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き討論を行います。

次に、木村利晴議員の陳情第4の8号に対する反対討論を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

核兵器禁止条約を批准するよう求める陳情書に対し、反対の立場より討論をいたします。

今まさに、核保有国であるロシアが、非核保有国であるウクライナに武力による侵略が続いております。また、核兵器使用の脅威をもほのめかしております。そして、日本のお隣の北朝鮮では核・ミサイル開発を進めております。日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威となっております。ロシアや北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては通常兵器だけでは抑止を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要です。

このような世界情勢を鑑みまして、今回の陳情書について、そのまま賛同することは適切ではないと考えます。

我が国は、唯一の被爆国として核軍縮・不拡散に主体的積極的に取り組んできました。一方、核兵器禁止条約については保有国の賛同を得られていない状況から、条約への参加に対して慎重な立場を取っています。核兵器廃絶については、こうした現状を踏まえ、NPT（核兵器不拡散条約）体制を維持しながら、核軍縮に取り組む対応が必要と考えます。

我が国は、「核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議」について、「核兵器のない世界」を

目指すという我が国の基本的立場に合致せず、北朝鮮の核・ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるとの観点から反対しております。北朝鮮がこの決議に賛成する一方、核兵器国は決議に反対したことから我が国の評価が正しいものだったと考えます。

他方、条例は賛成多数で採択されました。我が国は唯一の被爆国として、核兵器国と非核兵器国の協力を促進する立場から主張していく方針に変わりはありません。NPT体制を維持し、核兵器国と非核兵器国の対立を回避し、現実的な核軍縮プロセスに取り組む我が国の基本的な姿勢と異なる立場であることから、現時点では核兵器禁止条約には賛同しかねるものと考えます。

日本政府は、今後、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する枠組みであるNPT（核兵器不拡散条約）、CTBT（包括的核実験禁止条約）、FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）あるいはG7、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の7か国等において核兵器国と非核兵器国の協力を得ながら進めていく議論をリードし、これに貢献することによって核兵器のない世界の実現に向けた具体的な結果を得るべく努力を続けていきたい考えを示しております。

以上の理由で、核兵器禁止条約を批准するよう求める陳情書に反対いたします。

○議長（鈴木広美君）

次に京増藤江議員の陳情第4の8号に対する賛成討論を許します。

○京増藤江君

それでは、陳情4の8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情書に対する賛成討論をいたします。

77年前にアメリカの広島・長崎への原爆投下という惨禍を体験した被爆者の皆さんが、核兵器は「人間として認めることのできない絶対悪の兵器である」と、その非人道性を世界に向けて告発して続けてまいりました。

その努力が実り2017年に非人道的な核兵器の開発・製造・保有・使用・威嚇を禁じる核兵器禁止条約が国連で採択され、50か国の国と地域の批准をもって、去年1月22日に発効しました。核なき世界の理念を共有する輪が拡大し、これまでに66か国と地域が批准し、86か国が署名をしています。

この条約は、核兵器の使用や威嚇、存在自体が許されないとしており、核抑止や核共有を認める余地はどこにもなく、核戦争の危機を取り除くためには、核兵器を速やかになくすことを求めています。また、核を保有している国に対しても参画できることを呼びかけています。

今、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻と核兵器使用も辞さない構えに世界は現実的な核の脅威に直面しています。日本政府は唯一の戦争被爆国として核兵器使用や威嚇は絶対に許されないということを世界中に向けて発信するときであり、核兵器禁止条約に参加し、世界平和に貢献すべきです。日本には武力に対し武力で対抗していくのではなく、憲法9条を

活かした平和外交が期待されております。

八街市議会は昭和59年9月に非核都市宣言を行っています。市としても平和首長会議に加盟しており、平和首長会議では、全ての国に対し核兵器禁止条約の加盟を要請しており、本市もその一端を担ってきました。

市民の今こそ核兵器廃絶をと願う、この陳情を重く受け止め賛成するものです。

○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の陳情第4の8号に対する反対討論を許します。

○栗林澄恵君

陳情第4の8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情について反対の立場から意見を述べさせていただきます。反対の立場とは申し上げましたが、現段階では賛成しかねる立場とのニュアンスです。

初めに「核兵器は、いかなる言葉を飾ろうと世界の民衆の存在の権利を根源的に脅かすものであり、絶対悪です。」核兵器なき世界へ、平和な世界の構築を一日も早く実現することを希望する一人でもあります。

8月の核兵器不拡散条約再検討会議に、広島県選出の岸田文雄首相が日本の首相として初めて参加し、「核兵器のない世界」に向けてのアクション・プランを提唱するなど、積極的な姿勢を示したことを評価します。

また、8月6日には、グテレス国連事務総長が初めて広島県の平和記念式典に出席し、核なき世界の実現に向けた取組を発信しました。

核兵器不拡散条約再検討会議が最終文書を採択できなかったことは極めて残念ですが、核兵器の先制不使用について真剣に討議されるなど、注目すべき動きもありました。

日本は、唯一の戦争被爆国として被爆の実相を世界に発信するとともに、来年G7広島サミットなどを活用し、核廃絶への機運を高めていくべきです。

また、各国の政治指導者らの関与も得て、核なき世界への道筋を議論する「国際賢人会議」では、核抑止に代わる安全保障の在り方について議論がスタートすることを強く期待します。

こうした努力を通じて、日本が核兵器禁止条約を批准できる環境を整えていくことも重要です。

日本の役割は重く、核保有国と非保有国の橋渡し役を担い、核軍縮の実質的な進展を目指すべきで、公明党としても積極的に関わりながら、核なき世界の実現をリードしていく決意です。

陳情においては、日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会でも意見書を提出するよう求めています。現状では、核保有国がNPTに参加しておらず、条約の実効性が乏しく、理念だけにとどまることが懸念されること、さらには、核保有国と非保有国の溝を深めることになりかねないこと、核保有国と非保有国との間に立ち、真に実効性のある枠組みを目指すためには、オブザーバー参加をする方がよいと思われること、などから廃絶に向け

たアプローチを異とすることから反対することが妥当と考えます。

○議長（鈴木広美君）

次に、桜田秀雄議員の陳情第4の10号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

農政に対する政策の転換と資材高騰に対する国等への支援策を求める陳情4の10号に対して賛成討論を行います。

本陳情は、陳情書の趣旨の中でも述べられているように、一昨年から続いている原油や肥料等の価格の高騰に加え、ウクライナ戦争や二十数年ぶりの円安などで物価の上昇が続いている中で、農業関係者にとって痛手となっている米価の暴落、園芸、養豚、養鶏農家にとって欠かせない原油や肥料、資材の高騰による農家経営が行き詰まり、農家経営が破綻しかねない状況にあることから、各助成策の転換や、支援策を求める内容になっています。

委員会の協議では、陳情事項ではない趣旨説明の中にあつた日本の食料自給率37パーセントに意見が集中しました。会議の速記録を見ますと、加藤委員から、「資料には食料の自給率の37パーセントとあるが、勉強した結果、卵の自給率は生産額ベースで97パーセントであり、また、生産額ベースによると、日本の食料の自給率は67パーセントである。こうしたことを踏まえて検討すべきである」との発言がありました。

これに山口委員から、「加藤委員のおっしゃる内容は全く的確だと思います。ほかに6項目の中には、八街に関係ない事項もあり、意見書を出すのはいかがなものか」との意見が出され、これに答えるように、加藤委員から、「山口委員のご指摘は陳情書の食料自給率や5期番目の生活困難者」……。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員に申し上げます。

○桜田秀雄君

何ですか。

○議長（鈴木広美君）

賛成討論の内容から審議内容の中身についての話になっておりますので、討論の方に戻してください。

○桜田秀雄君

討論の中身を明らかにしないと皆さんが理解できないじゃないですか。

○議長（鈴木広美君）

これは討論なので、今日はちゃんと質疑の方がありましたよね。質疑の方で質疑結果にしましては説明しておりますので、今はここは賛成討論という討論の内容になります。

○桜田秀雄君

とにかく最後まで話を聞いてください。

(発言する者あり)

○桜田秀雄君

それに、これから言うように、加藤委員から「山口委員のご指摘のように」……。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、注意をいたしますが、続けますか、その内容を。桜田議員、その内容を変えていただくように注意をいたします。討論の内容から外れておりますので。

○桜田秀雄君

外れていないでしょう。

○議長（鈴木広美君）

いえいえ、審議内容の。

○桜田秀雄君

審議の内容を明らかにして。

○議長（鈴木広美君）

それは質疑時間のときに行っております。

○桜田秀雄君

分かりました。

まず、食料の自給率について、さきの決算委員会の中でも担当課長から昭和40年には73パーセントであったものが令和2年には37パーセントであること。また、市長も食料の自給率を50パーセントを目指したいと固い思いを表明されました。これはいずれもカロリーベースを念頭にした答弁であります。要するに、政治の世界で食料の自給率といえば、カロリーベースが常識中の常識であり、提案者の37パーセントも常識中の常識の数字だと思えます。日本の議会では、議論のベースではない生産性ベースを持ち出して指摘して議論することは提案者に対して大変恣意的で言語道断であります。

また、食料の自給について、小学校5年生の社会の授業の中で取り上げられておりますけれども、生産額ベース67パーセントというのは経済的な観点からの計算方式であって、これが幾ら高くても、国民の胃袋を満たすことはできません。

小学生でも分かるような例として、例えば、スーパーに行って陳列されている品物のその多くは輸入品であって、国産品を探すのはなかなか難しい状況を見ると、日本の食料自給率の低いことがよく分かります。

また、タイトルに含まれないとの意見がありました。タイトルとは辞書の示す主な表題であって、これを理由に反対するというのは納得できません。

いずれにせよ、10月に招集される国会において、タイトルにないとは言われておりますけれども、食料の自給率、生活困難者に救済策が議論されます。特に農業経営を圧迫している農業資材の高騰に対する支援策は、既に千葉県が補正予算を計上しており、また、10月に開催される国会の中で国が7割、県が2割、合計9割の補助というかつてない支援策が計画をされております。生活困難者への支援も千葉県の補正予算にも計上され、また、農業資材の高騰に対するこれらの支援策は、いずれ補正予算として八街市にも上がってくるのが想定されます。陳情の一括否決することは、これらの支援に反対してお断りをする、そういう

ことになりかねません。

八街は、農業が基幹産業であるとして議会の中で農業の育成を唱えながら、考えて論理的な必然性のない議論で恣意的に結論を出せば、農家に対する裏切り行為であり議会に対する信頼は失われます。まだ間に合いますので、どうぞ採決の際には賛成の方に回っていただきたい、このことをお願いして討論を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、丸山わき子議員の陳情第4の10号に対する賛成討論を許します。

○丸山わき子君

続きまして、私も陳情第4の10号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情に対しての賛成討論を行います。

農林水産省は、この8月5日に、2021年度の日本の食料自給率がカロリーベースで38パーセントになったと公表いたしました。小麦や大豆の生産増で過去最低の20年度より僅かに上昇したものの、食料の6割以上を海外に依存する実態に変わりはありません。

世界は、今、コロナ感染拡大やロシアのウクライナ侵略などにより、「戦後最大の食料危機」に直面しています。

輸入に依存する日本の食料品価格が軒並み上昇し、確保さえ困難な事態も生まれています。「お金さえ出せば食料はいつでも輸入できる」という状況ではなくなっており、異常な円安も輸入食品の価格高騰に拍車をかけています。

食料の国内生産に欠かせない飼料の75パーセント、化学肥料のほぼ100パーセントを海外依存であり、燃油、野菜の種、鶏のひなの大半も外国頼みとなっています。それらの国内価格も国際相場の高騰の影響で軒並み過去最高の更新をしています。

J A全農がこの秋の肥料代をこの春よりも最大94パーセント値上げすると発表しており、生産者には衝撃が走っております。4月の配合飼料価格も令和3年度比で15.8パーセントアップし、過去最高となっています。

決算審査の中でも明らかになったように、僅か3軒の養豚農家のうち2軒が辞めるという報告がありました。飼料の高騰は経営を直撃しています。

また、資材価格の急高騰は、米価などの下落・低迷が続く下で、農業経営に大打撃となっています。農林水産省の農業物価統計調査によりますと、令和3年度は平均を100とした場合、今年6月の生産資材価格は115に上昇する一方、農産物価格は99に下落しています。「赤字続き。もう限界」という悲鳴が多く多くの農業者から上がっているのは当然です。

食料・農業の危機的現実を直視し、食の外国依存から転換し、自給率向上に責任を負う農政の実現が求められます。価格保障や所得保障などで大多数の農業経営者が安心して増産に励める条件の整備が急務です。高騰する肥料・飼料代などの差額を補填し、農業経営者の当面の危機を打開する対策が不可欠です。本市の基幹産業を守るため、八街市議会からも意見書を上げることを求め、この陳情に賛成するものであります。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙活動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採

決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第14号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、請願第4の1号、学校給食費の無償化を求める請願を採決いたします。

この議案に対する委員長報告は趣旨採択です。

始めに、この請願の採決の方法をお諮りいたします。

この請願を委員長報告のとおり趣旨採択として採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

請願第4の1号は趣旨採択で採決することに決定いたしました。

それでは、請願第4の1号の採決を行います。

請願第4の1号を趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。請願第4の1号は趣旨採択と決定いたしました。

次に、陳情第4の8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情を採決いたします。

この議案に対する委員長報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立少数)

○議長（鈴木広美君）

起立少数です。請願第4の8号は……。

○小高良則

議長、動議です。

○議長（鈴木広美君）

動議は何でしょう。

○小高良則君

ただいまの陳情4の8号に対して委員長報告は採択でした。議長も同じ議員なので、その採択の様子を見ていたと思いますが、委員長報告が採択の中で、採択に賛成した議員が本会議で、ただいま不採択ということで起立をしなかったと。それは委員会付託をしておいて、それに対しての報告があった中で、議会の運営としてはいかがなものでしょうか。それを議長に申し述べたいと思います。

○議長（鈴木広美君）

ただいまの動議の内容なんですが、委員会の内容と本会議での不採択に関する同一性がございませんので、今の動議の内容に関しましては、動議に値しないというものと思っております。よろしいですか。委員会での行動と本会議での内容は違っても、それが何の法律上問題は無いということになっております。よろしいですか。

それでは、今の動議はそういうことになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、請願第4の8号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4の10号、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農業資材高騰対策などを求める陳情を採決いたします。

この議案に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（鈴木広美君）

起立少数です。請願第4の10号は不採択と決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定並びに原案可決及び認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散いたします。

日程第3、議案17号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第17号に対する質疑を行います。一人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは、質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、議案第17号の生活についての質問をいたします。

まずは9ページなんですけれども、失礼いたしました。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業、9ページですね、ごめんなさい。この205万6千円についてお伺いするものです。

決算の中でも説明がございましたが、これは令和3年度の住民税非課税世帯対象10万円給付事業ということで、対象は7千247世帯あったと。令和3年度末の状況ですと、6千2世帯に対応してきたと。しかし残っている世帯に対しては9月30日を締切りとしていますのでということで説明がありましたけれども、これは実際にはこの事業をさらに延長すると、12月末まで延長するということのようにも思いますが、実際には10万円給付事業に関わって、今、どのぐらいの世帯が申請をし受給しているのか、お伺いいたします。

○福祉部長（吉田正明君）

お答えいたします。ただいまの丸山議員からのご質問のあった10万円の給付につきましては、今、ご質問のところの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の方ではなくて、それに代わるといっては何ですが、同じような内容のものについては、その下の方の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、こちらの方になります。

生活困窮者自立支援金支給事業の方につきましては、これは緊急小口資金とか総合支援資金の貸付けが終了した世帯に対して給付をするものでございますので、全く違うものでございます。

○丸山わき子君

はい、分かりました。

今、9ページの電力・ガス・食料等品価格高騰緊急支援金給付事業、これは1世帯当たり5万円の給付ということなんですけど、これは対象である世帯はどのぐらいあるのか、お伺いします。

○福祉部長（吉田正明君）

ご質問の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらがこれまで行っておりました非課税世帯に対して10万円給付していたものと内容はほぼ同じようなものでございます。これが今度新たに5万円という価格の方は下がるんですけれども、給付額の方が変わります。交付対象者については変わらないというところで、予定数としましては約8千300世帯ほどを見込んで今回予算の方を計上させていただきました。

○丸山わき子君

そうすると、前回よりも1千世帯多いということによろしいんですか。

○福祉部長（吉田正明君）

今回の積算におきましては、既に実施しておりました非課税世帯への自立支援給付金の方の実績等を勘案した中で積算をさせていただきました。

○丸山わき子君

そうしますと、私、さっき勘違いしておりました令和3年度の10万円給付、これはまだ途中なわけですね。途中でしたね。今日までが申請するということだったんですけど、これはどのぐらいの申請があったんですか。

○福祉部長（吉田正明君）

令和3年度からの累積の数字で、すみません、申し上げさせていただきます。給付をいたしました世帯につきましては全部で、今の段階で7千857世帯です。

○丸山わき子君

では、この7千800世帯というのは、当初よりもかなり増加しているということによろしいですね。それで、この増加を見込んで1世帯5万円の給付も増加傾向にあるということによって根拠として8千300世帯を目標にしているということによろしいですか。

○福祉部長（吉田正明君）

今回、今まで実施をしておりました非課税世帯への自立支援給付金の方ですけれども、これについては、令和3年度分については確認書を発送した件数が約7千200世帯、それから、令和4年度分として新たに確認書を発送しましたのが約1千世帯ほどございました。この中で実際に給付になると思われる世帯が全部で8千300世帯ほどに上るということで、今回、この必要経費を計上させていただきました。

○丸山わき子君

あとは周知の方法としては役所の方からの文書でのお知らせだということなんですけども、これはせっかくこうした機会があるわけですから、きちんと市民に届くような、そういう徹底した対策をお願いしたいというふうに思いますけども、なかなか手続に来れない方に対しては、どんなふうに対応されるんですか。

○福祉部長（吉田正明君）

今回の給付にあたりましては、支給対象となり得る世帯の方を、まずこちらの方で抽出いたしまして、そちらの方々に給付金の支給要件の確認書というものを送付させていただきます。その上で、令和4年度非課税世帯として10万円の給付を既に受給済みの世帯で、令和4年6月2日から9月30日までに世帯構成に変更のない世帯につきましては、特段に手続を要することなく、前回10万円の給付金を振り込んだ口座の方へこちらから5万円を振り込むという形を取らせていただきたいと、そういうふうに考えております。

令和3年度非課税世帯として10万円の給付を受給された世帯の中で、引き続き令和4年度も非課税だという世帯の方につきましては、こちらについては課税世帯の扶養を受けていないこと、あるいは世帯の中に課税所得があるにもかかわらず、未申告の人がいないといったような支給要件について確認をする必要がございますので、こちらの方々については、送付

させていただいた確認書を返送していただいて、その確認書をもって要件が確認できれば、直ちにこちらの方から給付金の方を振り込みをしたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

漏れのないような対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、10ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてなんですけれども、今回は接種率80パーセントということで計画を立てられているんですけども、80パーセントにした根拠、接種率80パーセントの根拠は何なんでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

初回接種の後の接種につきましては7割程度の接種率であったということで、今回はそれ以上8割は来るであろうということで、初回接種の方の8割を見込んだものでございます。

○丸山わき子君

第1回目が87パーセント、それから2回目が86パーセントということで、かなり高い比率で八街市民の皆さんはワクチン接種をしているわけなんですけども、3回目、4回目、これから少しずつ増えていくんじゃないかなというふうに思いますけども、本当に8割程度でいいのかなというふうに心配になるんですけども、その辺については、今後は調整はきちんと付いていくのかどうか、もうここで8割ということで計画を立ててしまった場合は、ワクチンをきちんと確保することができるのかどうか、その辺についていかがでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

見込みとしては初回接種の方の8割ということで計画の方はさせていただいているんですが、予算的なものとしたしましては、まず、ワクチン接種業務ということで、お医者さんで打つ分なんですけど、こちらは4万5千回分見込んでおまして、そのほかに集団接種の方も予算計上しておりますので、合わせて、ここに初回接種5万6千人の方が打っただけの方が打てるだけの予算計上はさせていただいているということで、もし接種率が上がってくれば、その状況に合わせて適宜対応していきたいと、そのように考えております。

○丸山わき子君

ワクチン接種は、そのように各自治体で対応策をしっかりとやれる、そういう体制が整ってきています。

その一方で、今、感染状況の見えない、全数の把握をと、そういう切替えの中で、今、市民が八街市の感染状況はどうなっているんだろう、今までは市の方からも連絡があったり、それから、きちんと新聞にも千葉県の感染状況というのが報道されていたんですが、それが今全くなくなっちゃった。そういう点で、市民に対しては今の感染状況のお知らせというのはしなくていいのかどうか。やはり、それを参考にしながら、みんないろんな行動をしていると思うんです。そういう点では、どんなふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○福祉子ども部長（井口安弘君）

今現在の状況につきましては、65歳以上の方ですとか限定された方だけが感染した場合に医療機関の方から届出がされるということと、それ以外の届出対象になっていない方はご自

分で県の登録システムの方に登録した場合に、その数だけが出てくるということで、正確な数字が上がってこないというような状況でございますので、公表の方は控えざるを得ないと。いたずらに数字を出すことで感染が広がっていないというように勘違いされてしまうことは非常に危険であるというふうに思っておりますので、ただ、今後、こういった形で何らかの形で数値を公表ができないかということについては、県の方に要望はしていきたいなというように考えております。

○丸山わき子君

それと、あとは若い方々がほとんどが自宅療養になろうかと思うんですが、急激に悪くなったといった場合の対策であるとか、それから、食料支援などを受けるときに、いったいどうしたらいいのというようなこともあろうかと思うんですが、そういった、今までは表面に出ていたことで、いろいろと対応策が見えていたものが見えなくなってしまう、そういう点ではどのような対策をされていくのか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。届出が必要でない方も県の登録システムの方に登録していただければ、今までどおり食料支援も受けられますし、同じようにホテル等で必要な方は療養できる場合もあるということございまして、その辺の情報提供を、それは積極的に市の方からしていただいて、どうしても、これから先については、感染され方が自主的に登録していただくというようなアクションを起こしていただかないと、なかなかサービスに結び付けていくことができないという状況でございますので、この辺は市民の皆様にご理解いただけるように、私どもとしても広報の方に力を入れていきたい、そのように考えております。

○丸山わき子君

ワクチン接種がある程度、見えているんですけども、こういった「感染したときはどうするの」という、そういうときは本当に今までとは違って不安感が市民の皆さんにもあるようで、「一体どうしたらいいんでしょうか」という、今も聞かれております。やはりお困りのときは、ぜひ、市役所の窓口へという、そういったご案内を徹底した周知をしていただいて、市民の皆さんが本当に困らないような、そういう対応策をお願いして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木安弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 3時08分)

(再開 午後 3時18分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

○京増藤江君

それでは9ページから10ページにかけての電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてお伺いします。

この中で支給される世帯のうちで生活保護世帯についてお伺いします。このところ、扶助費が引き下げられて生活保護世帯の方たちは副食費を削っていたりとか、本当に苦勞されてまいりました。こういう中で、この間、支給金が何回かありました。銀行口座の預金が増えている方もあるんですが、この預金残高、どのぐらいまで認定されるのか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

答えられますか。

○福祉部長（吉田正明君）

今回の支給に関しましては、生活保護者の方の預金残高が幾らまであったら駄目だとかというものの要件の縛りはございません。

○京増藤江君

なぜ聞いたかといいますと、20万円残金があった方が、今度の保護費はちょっと削るかもしれないみたいな、そういうことを言われて、大変心配された事例があったわけなんです。それで、生活保護の方は本当に扶助費が毎月ぎりぎりの生活ですから、その中から電気製品も買うためにためていかなきゃいけないということで、皆さん、いろいろと工夫しながら、今回の支給金はなるべく残していきたいというようなことがあるんです。ですから、それはじゃあ別に決まっていらないということで、コロナでの支給金をまたこつこつと残したお金は、その中である程度あっても認められるということですね。

○福祉部長（吉田正明君）

ですので、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、生活保護を受けられている方の預金が増えれば、この給付金については支給をしないといったような縛りはもちろんございません。

○京増藤江君

実は心配されている方もおられますので、ちゃんとお伝えすることができます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○木内文雄君

それでは何点か質問させていただきます。

補正書の方が10ページ、説明書の方は1ページなんですけども、こちらは先ほどからありましたが、非課税世帯等というふうになっているんですけども、この「等」というところはどこか教えてください。

○福祉部長（吉田正明君）

これまで実施をしてまいりました給付金と同様に、非課税世帯、それから、家計急変世帯が同様に対象になりますので、そういった意味合いで「等」という形になっております。

○木内文雄君

前回の10万円のときもそうだったんですけども、急激で非課税世帯になる可能性があるところについても、支給するというふうに答弁していただきましたけども、前回は質問させていただきましたが、この支給をなるべく早くするために努力していただきたいと思うんですが、その辺のことについてお伺いさせていただきます。

○福祉部長（吉田正明君）

今回の手当につきましては、今日議決をいただければ、今回、補正予算の方で計上させていただいていますとおり、委託料でシステム改修の業務の方も出させていただきます。今回の給付にあたりましては、システム改修が必要となっておりまいますので、そのシステムを改修した後に。これから、先ほどご答弁申し上げたように、確認書等の発送に入っております。そういった中で、その辺の確認ができた方から、順次、給付の方をさせていただきたいというふうに考えております。具体的にいつ頃ということは、ただいま、まだ申し上げられませんけれども、できるだけ早く対象者の方の方には給付ができるように、こちらの方としても進めてまいります。

○木内文雄君

特に生活が急変された方、これについては、なかなか市の方でも把握できないところがありますので、そういったところも含めて、市として周知徹底していただいて、そういった方に漏れのないようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

9ページの新型コロナ生活困窮者の問題なんですけども、先ほど、10万円という件がありましたけれども、ここ2、3年、こういう事業が立て続けに行われて、ちょっと頭が混乱しているんですが、これで2回目ですか、2回目。10万円と5万円。

○福祉部長（吉田正明君）

今、桜田議員のご質問の10万円というのは、この予算の中の新型コロナウイルス感染症自立支援給付金の方ではなくて、その下の電力・ガスの方が10万円ということです。こちらの自立支援金の方につきましては、今回、予算の方を出させていただきましたのは、要は申請できる期限が延長になったことに伴いまして、必要となる経費を増額計上させていただいたものでございます。

○桜田秀雄君

今、支払い基準について話がありましたけれども、昨日ですかね、よその自治体で形は違いますけれども、支給金を全町民の分を1人の人にお支払いをしてしまったと、そういう事故があって、それで昨日ですかね、裁判があったのはね。裁判で振り込まれた人の責任はないと、そういう判例が出ていますけれども、今朝ほど、10何件のミスがあって、1件回収で

きないと、こういう話もありましたけど、急いで事務を進めると、必ず事故は起こりますから、チェック体制をきちっとして事故の起こらないように、ぜひやってほしいと思うんですが、チェック体制はどのようになっていますか。

○福祉部長（吉田正明君）

今朝ほどの全員協議会の方でご報告させていただきました誤支給の関係につきましては、決して急いで誤支給に至ったということではなくて、こちらの方でも制度の中身の中で租税条約に係る外国人の方は対象外だということについて見落としていた部分があった中で、誤って15名の方に支給をしてしまったということでございますので、決して事務を急いでということではございませんので、ご了解いただければと思います。

また、支給にあたりましては、当然、職員の方がチェック体制を万全にした中で誤支給がないように努めてまいります。

○桜田秀雄君

ぜひ、後で問題が起こらないように事務を進めていただきたい、このことをお願いして終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。議案第17号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第17号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。議案第17号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

ここで議事都合により休憩といたします。本会議再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

議員の皆様にお知らせいたします。総務常任委員会協議会と経済建設常任委員会協議会を開催いたしますので、総務常任委員会協議会に係る議員は第2会議室に、経済建設常任委員会協議会に係る議員は第1会議室にそれぞれお集まりください。

休憩といたします。

（休憩 午後 3時31分）

（再開 午後 3時53分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、成田市で開催されます北総地区市議会正副議長会議員研修会のため、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議員の皆様申し上げます。今定例会会議録の作成の中で不適切な発言があれば、議長が措置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議がないので、そのように決定いたします。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和4年9月第3回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催いたしますので、このまま本会議場にお残りください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時54分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程
議案第17号
2. 議案第3号から議案第5号、議案第7号から議案第16号
請願第4-1号、陳情第4-8号及び陳情第4-10号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議案第17号
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議員派遣の件

.....
議案第17号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組規約の一部改正に関する協議について

議案第7号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第9号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第10号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第11号 令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第16号 令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

請願第4-1号 学校給食の無償化を求める陳情

陳情第4-8号 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情

陳情第4-10号 水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策、農村資材交渉対策などを求める陳情

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 小 澤 孝 延

八街市議会議員 山 田 雅 士

※発言の取り消しについて

- 発言の取り消し=発言の内容を記載せず、棒線 (——) により表示しています。